## 熊本県議会

# 水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年3月13日

開会中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年3月13日(木曜日)

午後1時16分開議 午後1時47分閉会

#### 本日の会議に付した事件

- (1) 与党PT会議の結果報告について
- (2) その他

出席委員(14人)

委員長西岡勝成 副委員長 前 川 收 委 員 倉 重 別川 委 員 児 玉 文 雄 員 松 村 委 昭 委 員 小 杉 直 委 員 早 川 英 明 委 員 馬 場 成志 委 員 大 西 \_\_ 中 員 氷 室 委 雄一郎 委 員 鎌 田 聡 委 員吉永 和世 員 福 島 委 和敏 委 員 重 村 栄

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 環境生活部

> 部 長 村 田 信 一 次長駒崎 照雄 環境政策課長 楢木野 史 貴 環境保全課長 福 留 清 秀 水環境課長 小 嶋 誠

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷 﨑 淳一

環境生活審議員兼

水俣病審査課課長補佐 中 山 広 海

### 事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣 議事課課長補佐 堀 田 宗 作

#### 午後1時16分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第19回水俣 病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に5名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることといた しました。

議論に入ります前に、先週3月6日に、与 党水俣病問題に関するプロジェクトチームの 会議に前川副委員長と兵谷副知事が出席され ました。後ほど執行部からの説明があります が、前川副委員長から簡単に御報告をまずお 願いをいたしたいと思います。

○前川收副委員長 それでは、私の方から、 法案に対する3月5日のこの特別委員会の議 論を踏まえ、与党PTに対して、次のとおり 報告と要望をさせていただきました。

1番、まず、県議会が本年1月に与党PT に対して提出した要望書の中で示した分社化 の懸念については、今回の与党PTの法案で ほぼ解消されたこと、よって、法案について は、県議会の議論としてはおおむね諒とする こと、ただ、指定地域の解除について、すべ ての救済が終わり、最終的に出てくることと しては理解できるが、そうであれば、なぜ法 案に盛り込むのか理由がわからないという意 見があったこと、被害者の救済と分社化を同 列に扱わず、法案を別々にして出せないのか という意見があったことを報告いたしまし

また、水俣病問題の最終解決を目指すので あれば、被害者救済が目的であり、分社化は

その手段であることをより明確にするため、! 侯問題小委員会及び公明党の水俣病問題小委 これまでの経過や取り組みの総括、被害者の 位置づけなどを前文で書き込んでいただきた いという要望を行いました。

以上であります。

○西岡勝成委員長 ありがとうございまし た。

前回委員会で先生方から御提案いただきま した件につきまして、前川副委員長に出席を いただきまして、大方のところを与党PTの 方でも受けとめていただいたものと思ってお ります。

それでは、議題に入りたいと思います。

2月17日の特別委員会以降の水俣病被害者 対策に関する状況について、執行部から報告 を受けた後、質疑を行いたいと思います。

説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健 課長に御説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でござ

委員会資料の1ページをお願いいたしま す。

2月17日に臨時に開催していただきました 前回の特別委員会以降の主な経緯について御 報告いたします。

2月27日に、兵谷副知事が、新しい救済策 に係る一時金支払い支援に伴う国の財政措置 を求める要望を関係各省及び与党PTに対し て行いました。

内容につきましては、お手元に別紙で添え させていただいておりますが、そのとおりで ございます。後ほどごらんいただきたいと思 います。

それから、3月6日の日に、今委員長の方 からもお話がありましたが、与党PTの会議 が開催されまして、水俣病被害者救済等特別 措置法案(仮称)が了承されました。

それに先んじまして、3月5日の自民党水

員会が開催されました。水俣病被害者救済等 特別措置法案が示されたところでございま す。翌日3月6日に、与党PTの会議で同法 案が了承されたところでございます。

本日、その法案が国会に提出されたとお伺 いしております。

2番ですが、3月6日に開催されました与 党PTの概要についてでございます。

与党PT後に記者会見の場でまとめられま した園田座長の発言の主なものを御報告いた します。

最初の1ポツ目、水俣病被害者救済等特別 措置法案について関係者の御了承をいただい たと。今後、それぞれの党内手続を行い、国 会へ提出するということでございました。

それから、2つ目でございますが、公明党 と熊本県から、法案が被害者救済を目的とす るものであることや水俣病被害者の位置づけ などを明確にするために、先ほども副委員長 の方からも御報告ありましたが、前文をつく って書き込んでもらいたいと提案されたの で、前文を入れるかどうか、入れるとしたら どんな文案にするか、9日中に与党PTの主 なメンバーで協議することで一任をいただい たと。

その後、括弧書きでございますが、最終案 としては、10日の日に、各委員の方に御報告 いたしましたように、前文が追加されたとこ ろでございます。

3つ目でございますが、地域指定の解除に つきましては、先ほど副委員長もありました が、御意見を言っていただいていますが、そ のことを目的として書いたものではない、そ れまでの間にやらなければならないこと、括 弧書きでございますが、救済措置の実施、認 定申請の処分、それから紛争の解決といった ものを法案の6条に書いており、それらのこ とをすべてしないといけない、それらのもの をやった上で、最終解決の最後に、プログラ ムとして地域指定解除となるというふうにお ! る検診等に係る経費として7,000万円余を計 っしゃっております。

それから、4つ目でございますが、今後、 民主党とも協議をして、御理解をいただいて、 国会を通すように努力しなければいけない。

5つ目ですが、被害者団体とも、法案審議 と並行しながら話し合いを進めたい。

以上でございます。

次のページをお願いいたします。

認定業務の状況でございますが、(1)認定 申請の状況につきましては、本年の2月28日 現在で3,743人の申請をいただいています。1 2月の当委員会よりも14人ふえております。

それから、(3)認定審査会につきましては、 2月17日の当委員会でも御報告いたしました が、2月15日に認定審査会が開催されまして、 最高裁判決以降の認定申請者50人の審査が行 われたところでございます。

3ページをお願いいたします。

来年度の水俣病関係予算につきまして、厚 生常任委員会等にお諮りして御審議をいただ くことといたしておりますが、その主なもの を御報告いたします。

- (1)の新救済策関係事業ですが、チッソの 一時金支払いを支援するための経費として27 億円、新たな救済策の実施に係る準備経費等 として3億7,500万円余を計上いたしており
- (2)の水俣病総合対策事業でございますが、 医療手帳、保健手帳に係る医療費等の支給、 それから住民の健康管理を行うための健康診 査等の実施に係る経費として44億4,400万円 を計上させていただいております。
- (3)治療研究事業ですが、水俣病認定申請 者に対して、処分が行われるまでの間、医療 費等の支給に係る経費として3億9,200万円 余を計上いたしております。
- (4)水俣病認定審査会の運営に係る経費と して2,100万円余を計上いたしております。
  - (5)水俣病認定検診費、認定申請者に対す

上いたしております。

- (6) 関係市町が行う慰霊や地域のもやい直 し、あるいは福祉対策等への支援に係る経費 として6,100万円余を計上いたしております。
- (7) 胎児性・小児性患者等が、住みなれた 地域で安心して暮らせるための支援に係る経 費として5,500万円余をそれぞれ計上いたし ております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終 わりました。

これより質疑に入ります。何かございます か。

○大西一史委員 もう質疑というよりは、さ っき副委員長からも御報告いただきました が、与党PTの場で、この法案も、当然我々 も完璧だというふうには思っていませんし、 内心じくじたる思いのする部分もありますけ れども、やはり被害者救済という意味におい ては、やはり一刻も早くという意味で、とに かくその法案の実質的な審議をしていただき たいということで、その中で、副委員長にも、 この委員会でも申し上げたとおり、前文をや はり追加をしていただきたいということを申 し上げましたが、あらあらそういう形で追加 されたということで一定の評価をしたいと思 いますし、また、副委員長にも、そういう点 をきちんと伝えていただいたということを感 謝申し上げたいというふうに思います。

あとは、代表質問でも、うちの会派の吉田 議員の方から要望をさせていただいたとお り、執行部でも、特に知事も意欲を示してお られるようですけれども、やはり与野党間の 今後の協議に、きょう法案提出されたという ことで審議に入っていきますから、その場面 場面において、やはり超党派でしっかり被害 者救済というのを1番に置いた審議をしてい ただきますように、しっかりやっていただき たいというふうに思います。

これは要望させていただいて、私は今回は こういう形で、あとは国会での審議を見守る しかちょっともうないと思っておりますの で。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 予算案についてですけれ ども、この県の審査会についての予算じゃな いかと思うんですが、つけてあるわけでござ いますけれども、今後、この県の審査会とし ては、今後の流れといいますか、法案の流れ もありましょうけれども、どのような考え方 を持っておられますかね。

○村田環境生活部長 2月15日に一応本格的な審査を始めたというふうに聞いております。先生方には、審査の作業は一応始めようということで御理解いただいて、我々も今その作業をやっているところですが、次の回についても今日程を調整させていただいております。ですから、今回の法案提出という形を審査会の先生方がどういうふうに評価されるか、まだお話を十分いたしておりませんが、御理解を得ながら、今後の審査会の円滑な運営につながるように動いていきたいというふうに思っております。ですから、基本的には、県の立場としては、審査の作業を継続していきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 法案の流れも関係がある というお話でございますけれども、国の臨時 審査会というのは、この法案とセットになっ ておるから全く動きは考えられない、法案の 流れの中でしか考えられないと理解してよろ しいですか。

○村田環境生活部長 法案に出ている臨時の

臨水審と書いてあるところだと思いますが、これは今、地方公共団体、鹿児島県と熊本県に審査会が設けられております。国の方でも、それを開くことによって認定審査を促進しようということでありますので、今後、法案の中ででき上がっていけば、申請者御本人が希望すれば、政府でつくった審査会の方に移行できるというふうな手続も今後決められていくようでございますので、それは推移を見守るということになろうかと思います。

基本的にはそこらあたりが法案に規定されて、具体的に審査の委員としての先生方をどう選任されるか、そういう意味ではまだ幾つかの問題は残っていると思いますけれども、理論的には、今これだけ停滞しておるのを国の方でも一緒にやろうという姿勢が今回示されたということだと理解しております。

○西岡勝成委員長 よございますか。ほかに ……。

○重村栄委員 前回のこの委員会の意見等を 踏まえて、副委員長に上京していただいて、 与党PTに私たちの要望、話をしていただい て、そういったことも相まって前文を入れて いただいたということで、法案そのものは非 常に中身の濃いものになったんじゃないかと いうふうに受け取っておりまして、きょう提 出をされたということでありますので、一歩 新しい局面に進んでいったのかなというふう に思っておりますが、一方で、民主党さんが、 対案かそういったものを出されるというふう な話を新聞報道等で聞いておりますが、その 辺の動きがどういうふうになっているのか、 執行部として情報をつかんであれば、その辺 のこともちょっとお知らせいただければな と。

また、それを踏まえて、与党PT案と。今 与党PT案ですが、新しい提出された法案と その民主党さんの考えてある案と、そういっ たもののすり合わせがこれからどういうふう ! だいているというところでございます。 に進んでいくのか、特別の何か情報をお持ち であればお聞かせいただきたいと思います。

○村田環境生活部長 きょうの時点では、ま だ具体的に何についてどうだとかというそこ までの詳しい情報はございません。民主党の 動きについては、鎌田先生の方がお詳しいん だと思います。

法案提出に向けた動き、あるいは今後与野 党間協議とかいうのが進められていくと思い ますので、いわゆる、先ほど大西委員おっし ゃいましたように、国会というステージでど のように今後進捗していくのか、そういう意 味では、非常な期待感を持って、救済策とい うものがひとつ形になるような意味で我々も 努力していきたいというふうに思っておりま す。

○西岡勝成委員長 よございますか。ほかに ございませんか。

○小杉直委員 3ページ、厚生委員会で具体 的な議論をされると思いますけれども、この 21年の主な予算案について、財源の中身は、 大体どういう財源の中身になっておりますか ね。

○谷﨑水俣病保健課長 基本的に細かい部分 についてはまた総括させていただきたいと思 うんですが、大体これまでの医療費関係につ きましては、例えば、(2)の総合対策事業で ございますが、医療手帳、保健手帳の医療費 の支給、こういった部分につきましては44億 円という非常に大きな金額になっております が、こういったものは、国8、県2というこ との割合で負担をさせていただいているとい うところでございます。

そのほかのものについても、ほぼ8対2、 ないしは5対5という形で負担をさせていた

○小杉直委員 そうしますと、県の単独予算 というのはどの程度に大体なりますかな、持 ち出しは。全体、このきょう今上がっている 分の。

○谷﨑水俣病保健課長 後ほどちょっとお話 を。総額で、当課分でございますけれども、 水俣病保健課分で大変申しわけございませ ん。51億6,000万円のうち、一般財源としま して17億2,000万円でございます。

○小杉直委員 結構です。

○吉永和世委員 きょう法案が提出されたと いうことで大変うれしく思っておりますけれ ども、この救済を待っている方々、一日も早 い救済というのが大きな願い、また目的だろ うというふうに思っていますが、この法案提 出を機に、今後蒲島知事が何か動きをされる ということはないのか、そこはまだ計画は全 然立っていないですか。

○村田環境生活部長 微妙な御質問でお答え づらいところがあるんですが、知事は、御自 身の役割として、動くことが役に立つという ことであれば動くというふうにおっしゃって おりますので、我々としては、その節目節目 で動いていただくべくいろいろなことを考え たいと思っております。ちょっと歯切れが悪 いですけれども。

○吉永和世委員 できれば、国の方、超党派 で採決されるのが一番いいと思いますので、 それに向けて、ぜひ県知事の方も行動してい ただきたいというふうに思います。

要望であります。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

○鎌田聡委員 与党の法案が出されたという ことで、民主党も、追って対案を出すという ことになると思いますけれども、私も一般質 問で申し上げましたけれども、あくまでもや っぱり被害者救済につながるように、両法案 ともだめになるということじゃいけないと思 いますので、できるだけ連携できる部分、協 調できる部分はまとめていかなければならな いと思いますが、今の時点では非常に越える べきハードルは大きいかなというふうに思っ ていますし、1つ気になるのが、やっぱり被 害者団体の反応も、若干1団体がちょっと評 価できないというふうな判断もされているよ うですが、現在の与党の法案に対する被害者 団体の反応、今までの団体が、たしかこれで はというふうな話もされていると思いますけ れども、ちょっとこの間の動きの中でのはっ きりとした被害者団体の反応、わかれば教え ていただきたいと思います。

○谷崎水俣病保健課長 こちらの方で、これはあくまでも新聞報道等の状況等に加味した形での御報告しかできないと思いますが、裁判を続けておられます不知火患者会さん、こちらの方では、団体としては今回の与党の救済策に対しては評価できないということをおっしゃっています。1つは分社化の問題、それと指定解除の話が入っているということで、評価できないという話をされています。

それから、救済策を希望されている団体が、 出水の会、それから芦北の会、それから獅子 島の会ありますが、出水の会の方につきまし ては、これまで再三お話しになっていますが、 団体加算金というのをお話しになっています が、これを何とか、前回平成7年のときに出 されているものとして、自分たちの団体もも らいたいということでおっしゃっています。 これについては、園田先生も、これまでかか った経費につきましてはみるけれども、そう いった形での団体加算金については厳しい見解を持っておられるようでございます。それから、芦北の会、獅子島の会は、今回の与党PT案に対しては評価をされておられてございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 我々も、やっぱり分社化との セット、そしてまた地域指定の解除、そして また、裁判やられているところもそうだと思 いますけれども、提訴権の保障というか、そ ういったことが今非常に問題になっている部 分ですから、私も知事に、熊本県の知事がや っぱり一生懸命動いていただいて、与党に対 しても野党に対しても何とかまとめてほしい という動きをぜひやっていただきたいと思い ますけれども。ですから、そういった問題と なっている部分をどうクリアさせていくのか ということが非常にこれまた、ただ単にお願 いお願いだけじゃ通らない部分があると思い ますので、そういった部分への今後のそこを うまくまとめていく、その辺の努力もやはり 知事の方からも発信をして、ぜひやっていた だきたいなと思いますので、よろしくお願い いたします。

○村田環境生活部長 国会での動きと、それから被害者の皆さん方の思いというものが乖離しては何もならないわけだというのを改めて私たち押さえなければならないのかなと思います。そういう意味では、各団体の方々がどういうふうなことを今お考えで、今後どう進展していくのかというのが一番気になるところでありますし、逆に、どちらかというと、民主党さんの方でも結構そういう接点もお持ちでございますから、そういう意味では、国会の場でもそういう議論が出るのではないかと思います。

今後、そういう意味では、先ほど入り口論 といいますか、入り口論というよりは、最終 解決とか指定解除という終わる話が先に出て ! 委員各位の思いは同じであると思います。 しまったんで、そのことに対する反発が相当 各団体に根強くあるんではないかという危惧 を持っております。

あくまでも、今回、先ほど園田座長のお話 でありましたように、救済策、あるいは認定 審査、それから裁判の解決あたりをやった上 での話なんだということを、いわゆるプログ ラム規程として設けてあるんだということを どのような形で説明がされて、それが理解い ただくかと。

多分今後国の方からの説明とかそういうの も予定されていくだろうと思いますので、そ こらあたりが、国の方の説明あたりがどうい うふうな形で説明がされるのか、その場面が どういうことになるのか、そこらあたり非常 に気になるところですけれども、一番なのは、 その法案が出たことは確かに私どもうれしい んですが、被害者の皆さん方の御理解をどう 得ていくかというのがもう一つの大きな課題 だろうと思いますので、そこは与党、それか ら民主党さんの方にもそれなりに行動、地元 としてもかけていかねばならない、また、議 会と一緒になってやらせていただくというこ とが肝要かなというふうに思っております。

○西岡勝成委員長 よございますか。 ほかにないですか。

ないようですので、今それぞれの委員の先 生からお話がございましたので、私の方から 提案といいますか、意見を申し上げたいんで すが、今回与党の法案が国会へ提出されまし たが、今後民主党からも独自の法案が提出さ れる予定と聞いております。被害者救済問題 が政局に左右されることなく、与野党間で早 期に協議が行われ、今国会において党派を超 えた議決による救済の実現が必要でありま す。

このことについて、これまで、被害者救済 実現のため、我々全会一致で行動をしてきた

そこで、県議会として、衆参両院議長に対 し、法案の早期成立を求めてはいかがと考え ますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○西岡勝成委員長 つきましては……。
- ○鎌田聡委員 法案のというのは、与党法案 のということじゃないんですね。
- ○西岡勝成委員長 いいえ、両方でございま

衆参両院議長に対し、法案の早期成立を求 めてはいかがかと考えます。

つきまして、意思表示を県議会の意見書と いう形で行うかどうかということで、皆さん 御賛同いただきましたので、その文案を今か らお配りをいたしますので。

(資料配付)

- ○西岡勝成委員長 事務局。
- ○事務局

水俣病被害者救済法の早期成立に関 する意見書(案)

水俣病は我が国の公害問題の原点と言われ る課題であり、昭和31年の公式確認から既に 50年を超える長い時間が経過している。この 間、熊本県議会は、この問題を熊本県政の最 重要課題と位置づけ、被害者の方々の早期救 済と水俣病問題の解決を図るため全力で取り 組んできた。

特に、平成16年の関西訴訟最高裁判所判決 以降、新たに救済を求める方々が急増したこ とから、熊本県は、政治による新たな救済策 の早期実現を要請してきた。

これを受けて、去る3月13日、自民党及び 公明党から、「水俣病被害者の救済及び水俣 病問題の最終解決に関する特別措置法案」が 国会に提出された。

水俣病被害者を広く救済する措置が法案化

され、国会で審議されるのは初めてのことで : たいと思います。 あり、大変意義深いものがある。この法案で ! は、救済を必要とする方々を「水俣病被害者」 として受けとめ、その救済を図ることが目的 とされている。このことは、水俣病の長い歴 史の中で画期的なことであると考える。

一方、民主党におかれても、独自の法案を 今国会に提出するため、手続を進めておられ ると仄聞している。

こうした法律制定の動きにより、地元では 一日も早い救済実現を願う被害者の方々の期 待が高まっている。最高裁判所判決から4年、 公式確認から50年以上が経過し、被害者の方 々が高齢化している現実を直視すれば、今国 会における被害者救済のための法律の成立が 何としても不可欠である。

国会におかれては、これまでに薬害肝炎や ハンセン病問題において、被害者の救済を最 優先するという大義のもと、党派を超えた立 法を実現され、立法府の歴史に輝かしい足跡 を残されている。

このことから、熊本県議会としては、水俣 病被害者救済問題が政局に左右されることな く、与野党間で早期に協議が行われ、今国会 において党派を超えた議決により救済策を実 現されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見 書を提出する。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上が意見書(案)でござ いますけれども、御意見ございますか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 いいですか。それじゃあ 文案の修正の意見もありませんので、この形 で、本会議議決後、早速衆参両院議長に対し て提出したいと思いますので、よございます か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃ、そのように計らい

そのほか何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは次に、閉会中の 継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も なお継続審査する旨、会議規則第82条の規定 に基づき、議長に申し出ることとしてよろし いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取 り計らいたいと思います。

そのほか何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 特にないようですが、今 後、国会の動きなども出てきますと、その情 勢によりまして、臨時にお集まりいただき、 御議論をいただくことがあるかと思いますけ れども、よろしくお願いを申し上げたいと思 います。

一応の区切りでございますので、私もどう なるかわかりませんけれども、この1年間本 当に先生方には熱心な御議論をいただきまし て、こうやって与党PTの方では、法案の提 出まで来るようになりました。そしてまた、 民主党の方も、対案といいますか、案を今国 会に出されるというところまで来ました。こ れも本当に委員の先生方のそれぞれの御審議 いただいた結果だと思います。ぜひこの上は、 与野党で議論されて、これが成案になって一 日も早い救済ができますように、皆さんと一 緒に私たちも願いたいと思っております。

本日は、御苦労さまでございました。 以上で本委員会を終了させていただきま す。

午後1時47分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長